

令和5年度水道水質検査計画書

令和5年3月改訂

清須市水道事業(春日地区)

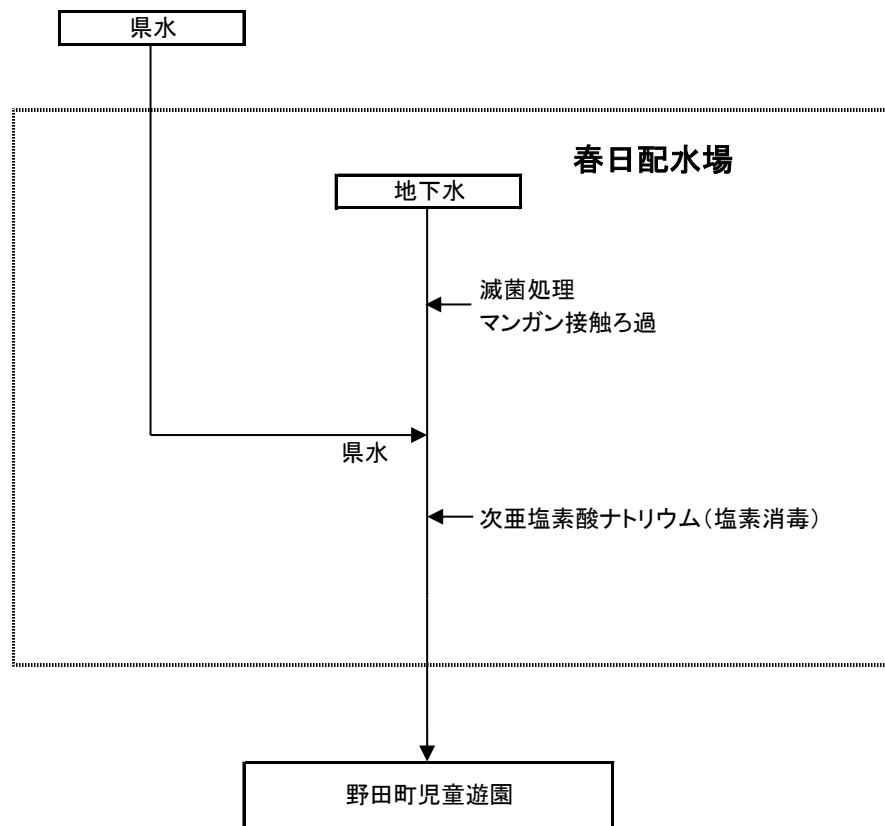
当水道事業では、水道法20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性の確認を行っているところです。

平成16年度から、水道法水質基準が改正され、これを契機に水道法施行規則が改正され、水道事業が実施しようとする水質検査の計画書を作成し、あらかじめ需要者に情報提供(公表)することが定められました。

当水道事業の水質検査計画の内容は、次のとおりです。

水質管理面から見た水道の概要	浄水場(配水場)系統水	1系統																		
	使用水源	春日配水場(地下水)と愛知県用水供給事業からの浄水																		
	主な浄水処理	滅菌処理、マンガン接触ろ過した自己水と県水を混合して給水																		
	自己検査の状況	毎日検査(濁り、色、消毒の残留効果)について実施。																		
	水質管理担当職員数	2名																		
水質管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 源水として春日配水場内に深井戸がありますので、原水の水質監視が必要です。なお、愛知県用水供給事業からの浄水については、愛知県企業庁からの水質検査結果で確認します。 																			
水質検査基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な水道水を供給するため、水道法施行規則の規定に従った回数の水質検査を、配水系統の1ヶ所で行い、検査の省略が可能な項目についても、原則、1年に1回は検査します。なお、3年に1回程度、水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目の検査を実施します(直近では令和3年度に実施しているため、次回は令和6年度を予定)。 																			
	<p style="text-align: center;">【水道法施行規則の規定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1箇月に1回以上</td> <td colspan="2">9項目</td> </tr> <tr> <td>3箇月に1回以上</td> <td>低減不可</td> <td>12項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">省略・低減可</td> <td>基準値の2/10以下</td> <td>1年に1回に低減化</td> </tr> <tr> <td>基準値の1/10以下</td> <td>3年に1回に低減化</td> </tr> <tr> <td>基準値の5/10以下</td> <td>水源状況等により省略可能</td> </tr> <tr> <td>1箇月に1回以上</td> <td>臭いの発生時期のみ1月1回以上。</td> <td>省略可能。2項目</td> </tr> </tbody> </table>		回数	内容		1箇月に1回以上	9項目		3箇月に1回以上	低減不可	12項目	省略・低減可	基準値の2/10以下	1年に1回に低減化	基準値の1/10以下	3年に1回に低減化	基準値の5/10以下	水源状況等により省略可能	1箇月に1回以上	臭いの発生時期のみ1月1回以上。
回数	内容																			
1箇月に1回以上	9項目																			
3箇月に1回以上	低減不可	12項目																		
省略・低減可	基準値の2/10以下	1年に1回に低減化																		
	基準値の1/10以下	3年に1回に低減化																		
	基準値の5/10以下	水源状況等により省略可能																		
1箇月に1回以上	臭いの発生時期のみ1月1回以上。	省略可能。2項目																		
<ul style="list-style-type: none"> ● 受水浄水については、受水地点で供給側が検査しその報告を受けます。 																				
<ul style="list-style-type: none"> ● 色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査を、毎日、1回行います。 ● 検査は、当水道事業職員が行います。 																				
<ul style="list-style-type: none"> ● 水道より供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、所要の水質検査を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施項目 ア.毎月検査項目(9項目)〈必ず実施〉 イ.その他必要とする項目 																				
<ul style="list-style-type: none"> ● 水質基準に係る検査は、厚生労働大臣の登録検査機関に委託して行います。 ● 採水は、水道事業職員が立会い、検査機関職員が採水・搬送し、検査を行います。 																				
検査結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質検査成績書及び毎日検査の記録は、清須市役所建設部上下水道課水道係(清須市役所南館)で整理保管し、需要者からの求めに応じて、いつでも供覧できるようにしています。 																			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間の定期水質検査結果については、水質基準に適合していた場合はその旨、水質基準に適合していないかった場合は、その結果及び講じた措置等を広報紙等に掲載することにより、広く需要者に水質検査結果に係る情報を提供します。 																			
その他 水源の監視	<ul style="list-style-type: none"> ● 原水(地下水)の水質検査は次の通り行います。 																			
	<p>年1回確認する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質基準項目(消毒副生成物及び味を除く39項目)及びクリプトスピリジウム指標菌 																			
	<p>上記に回数を追加し年4回実施する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、クリプトスピリジウム指標菌 																			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 愛知県用水供給事業からの浄水については、愛知県企業庁からの水質検査結果で確認します。 																			

清須市水道事業 給水系統概要



令和5年度配水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	春日配水場
水源種別	春日配水場(地下水)と愛知県用水供給事業からの浄水
浄水処理方法	滅菌処理、マンガン接触ろ過した自己水と県水を混合して給水
給水人口	約8,000人
水質管理上の留意事項	消毒剤の効果と消毒副生成物の挙動を経時的に行っていく必要があります。また、過去の水質検査結果から、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物については検査の頻度に考慮が必要です。

〈採水地点と選定理由 及び 検査項目と頻度〉

水質基準に適合するかどうか判定できる場所として、施設の構造、配管の状態等を考慮し最も効果的・合理的であるとの判断により、次の採水地点を選定しました。

		採水地点	選定の理由	検査項目	頻度
採水地点	毎日検査	(1) 野田町児童遊園 (2) 清須市春日天神地内	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価することができます。	色、濁り、消毒の残留効果	(1) 平日 (2) 土日・祝日・年末年始
	基準項目検査	野田町児童遊園	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価できます。	下表のA、C B D、E、F	1回/月 4回/年 1回/年

検査項目	
A	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
B	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド
C	ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物
D	蒸発残留物
E	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
F	カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

〈水質基準に関する省令に定める項目の検査頻度等の設定理由〉

	項目		検査回数等の設定理由
低検 減査 不回 可数	A	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	・水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられています。
	B	シアノ化物イオン及び塩化シアノ、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド	・水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられています。なお、項目は消毒により、生成する可能性がある項目です。
検 査 回 数 低 減 可 能 項 目	C	ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物	・過去3年間の最高値が基準値の1/10～3/10の値であり、過去の検出状況を踏まえ、事前に把握するために頻度を上げ、毎月検査します。
	D	蒸発残留物	・過去3年間の最高値が基準値の1/10を超える1/5以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とします。
	E	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	・自己水は地下水であり、発生のおそれがあるが少なく、受水浄水については、受水地点で供給側が検査しその報告を受けるため、原則として省略可能ですが、安全性を考慮し年1回検査する事としました。さらに、愛知県用水供給事業からの浄水(尾張西部浄水場)の水源となる木曽川において、愛知県企業庁よりジェオスミン等の発生又は原因となる藻類の発生の連絡を受けた場合には、検査頻度を1回/月に変更し実施します。
	F	カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類	・過去3年間の結果は基準値の1/10以下であるため、規則では3年間に1回の検査頻度まで低減する事が可能ですが、安全性を考慮し年1回検査する事としました。